

25 - 19 上・下水道事業

『合併協定項目(案)』

1 現行のまま新市に引き継ぐもの

(1) 水道、簡易水道、工業用水道及び農業用水道事業の浄水施設

2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの

(1) 水道事業の認可

釧路市及び白糠町は水道事業経営の廃止届けを提出し、給水区域・水道施設をそのまま引き継ぎ新市としての同経営認可申請を行う。

(2) 水道会計

釧路市、白糠町の上水道事業を一の企業会計として統合。

(3) 簡易水道事業の認可

各市町は水道事業経営の廃止届けを提出し、新市としての同経営認可申請を行う。

なお、現行を引き継ぐ施設等の老朽化対策は、新市における事業会計の健全化を図りながら検討。

(4) 簡易水道会計

阿寒町簡易水道事業は地方公営企業法を全面適用し釧路市・白糠町の上水道事業と一の企業会計として統合し、白糠町・音別町の特別会計は一の特別会計として統合。

(5) 工業用水道事業

(6) 農業用水道事業

(7) 水道料金等の収納

合併後2年程度で地域の実情に十分配慮した効率的な収納体制を整備(委託化推進)。

延滞金規定、給水停止基準、料金減免規定等は釧路市の基準に統一するが、一部簡易水道で行っている福祉減免は合併後2年程度で整理を行う。

(8) 下水道事業計画

釧路市及び白糠町を処理区とする公共下水道、阿寒町及び音別町を処理区とする特定環境保全公共下水道の2事業に統合し、地域バランスを考慮して整備計画を推進。

(9) 下水道会計

白糠町の公共下水道及び阿寒町・音別町の特定環境保全公共下水道は、合併後2年程度で特別会計から企業会計へ移行することとし、資産の整理や事務処理の統一に取り組む。

3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

(1) 水道料金等の賦課

合併後2年程度でランニングコスト抑制に向けた釧路市の体制への統一を周知。

また、用途認定等の賦課基準も釧路市の基準に統一。

(2) 下水道使用料等の賦課

検針・調定体制は、合併後2年程度で統一を図る。

また、新市の賦課基準は以下、ア～エに統一。

ア 水道水は水道使用量

イ 井戸水(地下水)は量水器または使用実態により認定(ただし、家事用の使用は人数による基準水量を設ける)

ウ 温泉水は量水器または使用実態により認定(ただし、阿寒湖温泉地区は当分の間、契約本数による定量認定とする)

エ 使用水量と汚水排出量に著しい違いがある場合は使用実態により認定

(3) 私道への公共下水道管渠布設制度

布設要件の住宅戸数は2戸以上とする。

『調整方針要約一覧』(調整不要や合併前に廃止となる調整項目を除く)

取扱い区分	調整項目内容	調整を必要とする事項
-------	--------	------------

取扱い区分	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	(定めがある場合、所要期間を明示)
1 現行のまま新市に引き継ぐもの	(1) 釧路市、阿寒町の雨水整備	10-03-01-01	① 現認可のもと整備を推進
	(2) 水道事業の浄水施設	12-01-01-03	① 施設は現行を引き継ぎ、遠方監視を含めた運転管理方法等の統合を検討
	(3) 釧路市の「南大通ビル秋季消防総合訓練」(「水道事業に係るその他主要事業」)	12-01-03-15	
	(4) 簡易水道事業の浄水施設	12-02-01-03	
	(5) 工業用水道事業の浄水施設	12-03-01-03	① 効率的管理体制や職員配置等を検討
	(6) 農業用水道事業の浄水施設	12-04-01-03	① 施設は現行を引き継ぎ、効率的管理体制を検討 ② 簡易水道事業への変更と関連させ施設整備計画を策定し、効率的整備を図る
2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	(1) 下水道事業計画	10-01-01-01 【先行調整項目】	① 釧路市及び白糠町を処理区とする公共下水道、阿寒町及び音別町を処理区とする特定環境保全公共下水道の2事業に統合し、地域バランスを考慮して整備計画を推進
	(2) 下水道整備	10-01-01-02	① 現行計画を引き継ぎ統合するとともに、新市における整備計画を早期に策定
	(3) 下水道台帳	10-01-01-03	① 図面を含む管理方法を調整
	(4) 下水道処理施設の整備	10-01-01-04	① 新市における増設・更新計画を策定し、整備を推進
	(5) 工場排水等指導	10-01-01-09	① 「特定事業場からの下水の排除制限」、「除害施設の排水基準の適用排水量」共に、BOD 1000mg/ℓ以下、SS 1000mg/ℓ以下、排水量 50m ³ /日以上とする
	(6) 下水道会計	10-01-03-01 【先行調整項目】	① 白糠町の公共下水道及び阿寒町・音別町の特定環境保全公共下水道は、合併後2年程度で特別会計から企業会計へ移行することとし、資産の整理や事務処理の統一に取り組む
	(7) 水道事業の認可	12-01-01-01 【先行調整項目】	① 釧路市及び白糠町は水道事業経営の廃止届けを提出し、給水区域・水道施設をそのまま引き継ぎ新市としての同経営認可申請を行う
	(8) 水道事業	12-01-01-02	① 新市としての水道事業経営認可申請に合わせ、改修・更新を含めた事業計画を策定し未普及区域の解消に努める
	(9) 水道事業の配水管整備	12-01-01-04	① 計画的な整備を推進
	(10) 消火栓整備	12-01-01-05	① 消防本部と協議し新市における整備計画を策定し、整備を推進 ② 財産は新市の水道事業所管として引き継ぎ、そのための整理を西部消防組合において行う

(11) 水道事業の管路耐震化	12-01-01-06	① 釧路市の耐震化改修、釧路市及び白糠町の老朽管更新は現行計画を引き継ぐ ② 耐震化及び老朽管更新計画を新市で見直し、計画的更新を行う
(12) 水源水質保全	12-01-01-07	① 釧路川水質保全協議会の取り組みを引き継ぐとともに、河川その他各水源の水質動向や流域等の実態に適った水質保全に努める
(13) 水道拡張事業計画	12-01-01-08	① 釧路市と白糠町の区域ごとの現行計画を新市でも踏襲
(14) 水道メーターの設置	12-01-01-09	① 現行どおり止水栓の設置を義務づけるとともに、メーターの新設・更新費用の取扱いには釧路市の基準に統合する
(15) 水道会計	12-01-03-02 【先行調整項目】	① 釧路市・白糠町の上水道事業を一の企業会計として統合
(16) 水道施設台帳	12-01-03-05	
(17) 水利権	12-01-03-06	① 河川法第33条に基づき新市への継承を届出
(18) 水道事業の財政収支計画	12-01-03-07	① 中長期的な事業実施計画及び財政収支計画を早急に策定
(19) 給水装置設置工事審査・検査	12-01-03-08	① 合併後1年程度で材料の一部指定や給水方式等の基準を統一 ② 配水圧・配水方式に関係する事前審査や検査内容重点項目等も速やかに統一
(20) 水道関係表彰制度	12-01-03-13	① 日本水道協会・全国簡易水道協議会に加入し、同一条件で表彰
(21) 給配水管の漏水	12-01-03-14	① 漏水復旧の職員体制は市町単位の現行を引き継ぐが、合併後1年程度で迅速な対応に統合 ② 漏水復旧の業者対応は合併後1年程度で地域別に迅速な対応を行える体制に再編 ③ 漏水復旧費用の精算方式は釧路市の方式に統一 ④ 夜間・休日の漏水事故等の対応は新市の管工事業協同組合等に委託し、地域別の当番制で対応 ⑤ 釧路市貝塚ポンプ場構内の漏水対応緊急備蓄資材は新市に引き継ぐとともに、釧路市以外の町で採用している塩化ビニール管の備蓄も検討
(22) 簡易水道事業の認可	12-02-01-01 【先行調整項目】	① 各市町は水道事業経営の廃止届けを提出し、新市としての同経営認可申請を行う ② 現行を引き継ぐ施設等の老朽化対策は、新市における事業会計の健全化を図りながら検討
(23) 簡易水道事業	12-02-01-02	① 分散する給水区域や水道施設の統合を検討 ② 現行施設の更新にあたり考えられる現地改修や近隣施設との統合等は、新市における事業会計の健全化を図りながら計画的に検討

(24) 簡易水道事業の配水管整備	12-02-01-04	① 現行を引き継ぎ、計画的に老朽管を更新
(25) 簡易水道会計	12-02-02-02 【先行調整項目】	① 阿寒町簡易水道事業は地方公営企業法を全面適用し釧路市・白糖町の上水道事業と一の企業会計として統合し、白糖町・音別町の特別会計は一の特別会計として統合 ② 会計システムは水道事業システムを活用して開発 ③ 一般会計からの繰り入れで賄っている収支差について、地方債の借入残高、今後の施設改修・更新計画等を総合的に突合したうえで企業会計への統合について慎重に判断
(26) 工業用水道事業	12-03-01-02	
(27) 工業用水道事業の配水管整備	12-03-01-04	
(28) 工業用水道会計	12-03-02-01	① 釧路白糖工業用水道企業団と音別町の2事業を統合 ② 会計システムは速やかに統一を図り、ハードの導入も検討 ③ 企業債元金等の償還額増嵩に伴い不足額が生じるが、健全経営の確保を検討 ④ 料金は給水原価や供給する水質が異なるため単一とせず、それぞれの体系を引き継ぐ
(29) 工業用水道事業の水質検査体制	12-03-02-02	
(30) 農業用水道事業の認可	12-04-01-01	① 統合する営農用水施設条例を経済産業担当部署で策定
(31) 農業用水道事業	12-04-01-02	(同上)
(32) 農業用水道事業の配水管整備	12-04-01-04	① 管路図未整備自治体の整備を推進
(33) 農業用水道会計	12-04-02-02	① 特別会計に統合するが、簡易水道へ順次変更した事業から水道事業に移管 ② 会計システムは導入の方向で調整 ③ 使用料は現行を引き継ぎ、新市の農業政策の中で統合を検討
(34) 農業用水道事業の水質検査体制	12-04-02-03	
(35) 水道料金等の収納	12-05-02-03	① 合併後2年程度で地域の実情に十分配慮した効率的な収納体制を整備(委託化推進) ② 延滞金規定、給水停止基準、料金減免規定等は釧路市の基準に統一するが、一部簡易水道で行っている福祉減免は合併後2年程度で整理を行う
3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの		
(1) 下水道処理施設の維持管理	10-01-01-05	① 維持管理委託契約は釧路市の積算基準とする ② 汚泥の資源としての有効利用に努める
(2) 公共汚水ます・取付管設置基準	10-01-01-06	
(3) 私道への公共下水道管渠布設制度	10-01-01-07	① 布設要件の住宅戸数は2戸以上とする

(4) 開発行為等の下水道施設設計指導	10-01-03-03	
(5) 工事用排水の公共下水道使用許可	10-01-03-04	
(6) 排水設備工事店の取扱い	10-01-03-07	① 有効期間は4年間、登録手数料は10,000円とする
(7) 下水道の日記念行事(「下水道事業に係るその他主要事業」)	10-01-03-09	① 釧路市の現行事業を引き継ぎ、各地域の実態に即し、内容の多様化や充実を図った普及活動を行う
(8) 下水道使用料等の検針・調定	10-02-02-01	① 水道事業へ委託し、検針時期は合併後2年程度で統一
(9) 下水道使用料等の賦課	10-02-02-02	① 検針・調定体制は、合併後2年程度で統一を図る ② 新市の賦課基準は以下、ア～エに統一 ア 水道水は水道使用量 イ 井戸水(地下水)は量水器または使用実態により認定(ただし、家事用の使用は人数による基準水量を設ける) ウ 温泉水は量水器または使用実態により認定(ただし、阿寒湖温泉地区は当分の間、契約本数による定量認定とする) エ 使用水量と汚水排出量に著しい違いがある場合は使用実態により認定
(10) 下水道使用料等の収納	10-02-02-03	① 水道事業へ委託し、新市における督促手数料・延滞金・減免規定等を統一、ただし生活保護を除く福祉減免は、合併後2年程度で整理
(11) 受水槽(貯水槽)の検査	12-01-01-10	
(12) 水道事業の水質検査体制	12-01-03-03	① 釧路市の自己検査を基本とし、各自治体の水源から浄水処理、給水栓までの水質管理上の課題を早急に突合
(13) 水道事業の広報事業	12-01-03-10	① 積極的な情報公開及び提供に努める
(14) 簡易水道事業の水質検査体制	12-02-02-03	① 釧路市の自己検査を基本とし、各自治体の水源から浄水処理、給水栓までの水質管理上の課題を早急に突合
(15) 水道破損金	12-05-01-02	① 「原因者費用負担」及び「消火栓の損傷事故破損金」は釧路市の対応に統合
(16) 水道料金等の検針・調定	12-05-02-01	① 合併後2年程度でランニングコスト抑制に向けた釧路市の体制への統一を周知 ② 検針体制は全面委託でハンディターミナル利用システムを導入し、検針員の業務内容など委託基準も統一
(17) 水道料金等の賦課	12-05-02-02	① 合併後2年程度でランニングコスト抑制に向けた釧路市の体制への統一を周知 ② 用途認定等の賦課基準も釧路市の基準に統一

先行調整項目の残り【10-02-01-01】「下水道使用料」及び【10-02-01-02】「下水道受益者負担金」、【12-05-01-01】「水道料金」は協定項目【19】「使用料、手数料等の取扱い」に分類されているもの。